

広島県教育委員会教育長告示第四号

広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部を改正する告示

広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（様式） （略）</p>		<p>第一条（様式） （略）</p>	
書類	様式	書類	様式
<p>一 宣誓書（規則第二十条） 様式第一号</p> <p>二 誓約書（規則第二十条及び第二十一条） 様式第二号</p> <p>三（略） 様式第三号</p> <p>四（略） 様式第四号</p> <p>五（略） 様式第五号</p> <p>六（略） 様式第六号</p> <p>七（略） 様式第七号</p> <p>八（略） 様式第七号</p> <p>九（略） 様式第八号</p> <p>十（略） 様式第九号</p> <p>十一（略） 様式第十号</p>	<p>一 学習報告延期届（規則第八条第三項） 様式第一号</p> <p>二 削除</p> <p>三 宣誓書（規則第二十一条） 様式第三号</p> <p>四 誓約書（規則第二十一条及び第二十一条の二） 様式第四号</p> <p>五（略） 様式第五号</p> <p>六（略） 様式第六号</p> <p>七（略） 様式第七号</p> <p>八（略） 様式第八号</p> <p>九（略） 様式第九号</p> <p>九の二（略） 様式第九号</p> <p>十（略） 様式第十号</p> <p>十一（略） 様式第十号</p> <p>十二（略） 様式第十号</p>		

備考 一・二 (略)	十五 (略)	十四 (略)	十三 (略)	十二 (略)	号
	様式第十 四号	三号 様式第十	二号 様式第十	一号 様式第十	様式第十
備考 一・二 (略)	十六 (略)	十五 (略)	十四 (略)	十三 (略)	二号
	様式第十 六号	五号 様式第十	四号 様式第十	三号 様式第十	様式第十

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="311 301 394 331">附 則</p> <p data-bbox="264 368 725 399">この施行細則は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="237 560 600 590"><u>様式第1号—様式第5号</u> (略)</p>	<p data-bbox="1202 301 1285 331">附 則</p> <p data-bbox="1155 368 1617 399">この施行細則は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="1131 432 1261 462"><u>様式第1号</u></p> <p data-bbox="1131 496 1261 526"><u>様式第2号</u></p> <p data-bbox="1131 560 1494 590"><u>様式第3号—様式第7号</u> (略)</p>

別記様式第八号中「~~表~~」を「~~表~~」に改め、同様式を別記様式第六号とする。
別記様式第九号中「~~表~~」を「~~表~~」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第8号—様式第13号 (略) 様式第10号—様式第15号 (略)	様式第10号—様式第15号 (略) 様式第8号—様式第13号 (略)

附 則

この教育委員会教育長告示は、令和三年四月一日から施行する。